

注：環境・利用部会検討会のみ使用予定

< 利用検討班 榎屋リーダーから提出された利用部分のとりまとめ(案) >

河川利用について(案)

1. 利用についての基本的な考え方

河川利用について、基礎原案においては、『「環境教育を推進する場という観点を含めて「川でなければならない利用、川に活かされた利用」を基本とする」と述べられており、「提言」と基本的な方向は一致している。

「提言」においては、『「川でなければ出来ない利用」については、川本来の機能を損なわない限りにおいて促進を図るべきである。』と述べている点に関して、配慮をしていただきたい。

今回新たに「環境教育...を含めて」という表現が加わったが、これについては後述する。

2. 河川整備の方針等について

2-1 水面利用

2-1-1 「水上オートバイやプレジャーボート等の秩序ある水面利用の適正化

と、カヌーや手こぎボートの円滑な水面利用の実現」は、妥当な方向性である。さらに、「川でなければ出来ない利用」としての、「水を利用した遊び」や「水泳」といったことについても配慮していただきたい。

2-1-2 水上オートバイやプレジャーボートについて

- ・ 水上オートバイ等の利用に関して、秩序ある利用実現のため、協議会等の組織を活用することは、現状において処置として妥当と考える。
- ・ しかしながら、ここ1~2年の水上オートバイの急速な増加、これに伴う事故の急増、さらには、排ガスによる水質汚染の発生等の現象が数多く見られるようになった。
- ・ こういった点に関連して、エンジンのガス排出基準、船舶検査のあり方、操縦免許の取得・更新の仕組み、遵守事項違反時の行政処分等について、検討を行っていく時期が来たと考えられ、こういった点について何らかの対応が必要と考える。

2-1-3 河川に関わる環境教育について

- ・ 新たに環境教育についての記述が加わった。
- ・ この項目は、河川水面のみならず、河川敷を含め河川全般に関わる問題であり、「河川を利用した教育」などとして、項目を独立したほうが良い。
- ・ 今後、各界の有識者の協力を得ながら、教育の内容を充実し、具体的な成果をあげていくことを期待したい。

2-2 河川敷利用

2-2-1 河川敷の利用について

河川敷の利用については、「基礎原案」では「本来河川敷以外で利用するものについては、縮小していくことを基本とする。」とされており、提言の方向と一致している。

2-2-2 河川敷の整備

整備にあたっては、学識経験者及び沿川自治体からなる河川保全利用委員会を地域毎に設け、住民から広く意見を聴き、個々の案件毎に判断するとしている。河川保全利用委員会の委員、住民の意見聴取方法、案件毎の審議のスケジュールおよびその結果等について、情報提供をお願いしたい。

2-2-3 「河川利用委員会（利用-6）」には、「縮小のための判断基準が未整備」と記述されているが、「河川敷地占用許可準則」において、「占用許可に関わる基準を定める」と述べられており、早急に整備して頂きたい。

（括弧内はシート番号、以下同じ）

2-2-4 「違法行為の対策(利用-7)・ホームレス対策(利用-8)」については、成果を期待したい。また、実施結果について情報提供願いたい。

2-2-5 迷惑行為の対策(利用-9)

迷惑行為の対策として、計画的・継続的な啓発と日常的な啓発が計画されており、成果を期待したい。なお、啓発については、環境教育といった観点についても配慮して実施されたい。

2-3 舟運

舟運に関わる、「航路維持事業（利用-10）」「淀川舟運低水路事業（利用-11）」「淀川閘門設置検討事業(利用-12)」「毛馬閘門運用手法検討事業(利用-13)」については、随時検討結果・実施状況等について情報提供いただきたい。

2-4 漁業

漁業については、「生物の生息・生育環境の保全・再生を目標とする各施策を実施し、結果として水産資源の保護につなげる」とあり、努力については評価したい。

1 . 関連施策

関連施策として、「淀川河川公園」があげられているが、河川利用と同様の配慮をお願いしたい。